

## 主 文

本件上告を棄却する。

## 理 由

弁護人岩田洋明、同高木一、同鹿野琢見連名の上告趣意は、事実誤認、単なる法令違反の主張であつて、刑訴法四〇五条の上告理由にあたらない。

よつて、同法四一四条、三八六条一項三号により、裁判官全員一致の意見で、本文のとおり決定する。

昭和五一年九月二〇日

最高裁判所第二小法廷

裁判長裁判官	吉	田	豊
裁判官	岡	原	昌 男
裁判官	大	塚	喜 一 郎
裁判官	本	林	讓
裁判官	栗	本	一 夫